

株式会社瀬戸ウインドヒル「(仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

令和元年12月11日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社瀬戸ウインドヒルに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 愛媛県西宇和郡伊方町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大13,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月 24日
環境大臣意見受理	令和元年12月 5日
経済産業大臣意見	令和元年12月 11日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社瀬戸ウインドヒル「(仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

- ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。
- イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。
- ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既設の風力発電設備における調査結果で得られた情報を整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影に係る影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、複数の住居及び社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。

なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。

### (2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリ等の渡り経路が確認されているが、平成28年度から平成29年度にかけて既設風力発電設備において事業者が実施したバードストライク調査では、バードストライクにより死傷したことが明らかな個体は確認されていない。

また、本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 景観に対する影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、「高茂高原」等の主要な眺望点が存在しているほか、佐田岬半島宇和海県立自然公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「権現山展

望台」が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、主要な眺望点等の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。